

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第3回相模原市権利擁護支援のための地域連携ネットワーク協議会		
事務局 (担当課)		高齢・障害者福祉課 電話042-707-7055 (直通)		
開催日時		令和7年2月13日(木) 午後1時30分～午後3時00分		
開催場所		相模原市立あじさい会館6階 第1展示室		
出席者	委員	7人(別紙のとおり)		
	その他	7人(オブザーバー2人、市関係課職員5人)		
	事務局	8人(市:高齢・障害者福祉課長、他4人 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会:さがみはら成年後見・あんしんセンター所長、他2人)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		<p>議事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和6年度市民後見人養成・支援事業における取組状況について 2 成年後見人等送付先住所一括登録制度の実施状況について 3 成年後見制度開始等市長申立ての期間短縮に係る方策について 4 市成年後見制度に関するガイドブック(案)について 5 その他 		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

- 1 令和6年度市民後見人養成・支援事業における取組状況について
事務局から資料1に基づき説明を行った。

(志方委員)

案件を増やす取組について、どう考えているのか伺う。

(事務局)

受任調整会議の利用については、包括支援センターへ気軽に相談するよう促すほか、市民後見人の会が29包括支援センターを周った結果、市民後見人への相談が2件あった。実際に関わりのある団体や法人へ声掛けを行い、このような流れを作れるよう努めている。

(安永会長)

市民後見人を増やすとなると、申立てをする専門士業の理解を得ることが重要になると考える。弁護士、司法書士のほか、本人申立てのサポートをする行政書士の方々に理解を求め、候補者として特段問題が無さそうな案件のため市民後見人をお願いしたいと伝えていくなど、申立てに関わる人達へのアプローチが必要と考える。

(事務局)

前回協議会にて、リレー受任等のガイドラインを作成させていただいた中で、専門職の皆様への周知ができていなかったため、各団体を通じた理解促進に努める。

- 2 成年後見人等送付先住所一括登録制度の実施状況について
事務局から資料2に基づき説明を行った。

(渋谷副会長)

本制度は、利用されていない方からすると何が便利なのか分からないかと思うが、非常に便利なものとなっており、今まではそれぞれの担当部署を周って半日程かけて変更を行い、後見人も市の担当部署も時間を取られていた。一括化されたことで時間的経済性は非常に大きいものとなっている。

本制度を実施している自治体は多くなく、開始当初は本会の中でも「こんなことができるのか」と言われたくらいで、縦割りの組織として横の連携が難しかったところ、部署を超えて一か所に登録すると全て登録されることは時間や労力等の負担軽減につながっている。開始されて良かったと感じている。

市と年金関係が連動すると後見としては非常に楽なところがある。年金事務所の予約を取るだけでも期間を要するため、送付先の変更だけでも可能になると双方の

負担軽減になると考えるため、難しいとは思いますが、要望としては是非お願いしたい。

また、臨時給付金等の新しい制度においても連携していただき、更なる拡充がされれば良い。

(志方委員)

本会では、新任者に対して送付先変更等を行うよう教育しており、本制度はありがたく思う。要望として、市県民税程度は市内で調整が可能かと思われるため、本制度に含めていただきたく思う。

(安永会長)

就任をすると税金を滞納していないかなど税に関する不安要素もあるため、一括で把握できるようになるとありがたい。後見人等が初めに苦慮することが、各制度の送付先変更と各銀行の手続き等であるため、その一つが見直されると助かる。

3 成年後見制度開始等市長申立ての期間短縮に係る方策について

事務局から資料3に基づき説明を行った。

(渋谷副会長)

推定相続人に関する戸籍調査について、私たちは一括で戸籍を徴取することができない。例えば、茅ヶ崎に本籍がある方で職務上請求の場合は、相模原市で取れるものを取り、茅ヶ崎に本籍があることが判明すると茅ヶ崎へ郵送で請求し、返送を待つなど期間を要するが、市の場合は令和6年5月27日から基本的には全ての市町村の戸籍が取れるようになったため、推定相続人に関する戸籍調査は大幅に改善がされた。相続登記をする場合などは、お客様に取っていただいた方が早い場合もあるため、取れる方については市役所に行っている。市役所においても自前のシステムのため、戸籍調査に時間がかかることはなくなってくると思われる。

私が行っていて時間がかかるのと気を遣うことは、親族の同意書だと思っている。極端に言うと、同意書が無くともおそらく裁判所は受けていただいているが、一応、亡くなった時のために事前に相続人を把握しておきたいというところがある。同意書の徴取は、スムーズにいく場合とそうでない場合がある。市役所から書面が来ると大体の方は驚いてお怒りになって電話がくると思われる。中には過度な要求をしてくる方もいるため、精神的にも擦り減るし、やりたくないと心理的な面もあるかと思われるが、大体のケースは「あくまで裁判所へ同意書・意見書として提出するものであって、あなたに何かをやって欲しい訳ではない」と説明をすると落ち着いていただけるため、冷静に対応いただき、擦り減らないようにしていただければと思う。

財産関係は、正直なところ、全ての調査は不可能なため、分かるものをひとまず提出するというところまで行っている。おそらく市役所だと金融機関へ問い合わせ

が行えるかと思われるため、どこまで行うか悩ましい。ただし、あまりにも不明確な状態で提出してしまうと候補者が手を上げにくくなってしまうため、注意を要する。

相談受理から申立てまでの期間の割合について、人によっては8か月もかかっているのかという方もいるかと思われるが、この中には健康診断書や本人情報シートの作成が本人が拒否して行えないというものがあると思う。これを拒否されるとやり様がない。説得を繰り返した結果、8か月かかっているのか又は別要因なのかでは歴然の差がある。健康診断書と本人情報シートについては、仕方がないと余裕を持っていただいて良い。長期化することが仕方がない案件なのか、その他の工夫をすれば短縮できる案件なのか分析すると良い。

財産目録等の作成については、担当者によると思われるが、市長申立て案件はどれも一定のクオリティが保たれており、丁寧にやっけていただいていると感じている。しかし、クオリティの基準を高く持ちすぎているとその分時間がかかるため、財産目録等をどこまで作成するのは、ある程度マニュアルで示した方が円滑になると考える。

(安永会長)

申立てにかかる期間は、担当する弁護士によっても違う。重要な情報の引き継ぎさえ上手くできれば、あとは専門士業の後見人が何とかできる。ここは重点的に情報を渡さなければならない、ここは後で調べられるなど軽重がつけられるところがある。状況に応じて軽重をつけて申立て準備が行えると円滑になると考える。

短時間で申立てをしなければならない状況もあり、迅速な申立てが必要な場合がある。私が初めて市長申立ての案件を受けた際は、市の担当者が何も分からない状況であったため、関係者一同を介して本人の状況について情報共有をするなど、こまめに会議を行った。その際は、皆で相談できる体制だったことから速やかに申立てを行うことができたため、こまめな情報共有等が重要と考える。

(事務局)

どこまでマニュアルで指標を立てられるかは、今後検討させていただく。意見書に関しては、2週間を目途に返答が無ければ申立てを進める旨をマニュアルに明記しているところであるが、そのほか、軽重をつけた申立て準備や遅れているその他の原因の分析を進めるなど、いただいたご意見を基に迅速な対応ができるようマニュアルの整備を図っていく。

また、こまめな情報共有などチームとして関係者と連携した申立て準備が重要であることから、そういったところも含めて改めて体制整備を図っていく。

(渋谷副会長)

市長申立てを実施するかどうかの判断基準が担当者の裁量になっているかと思わ

れる。市長申立てを行うと決定した後は良いが、これを市長申立てでやるのかどうかというところがボトルネックになっている。福祉関係者がどう思っているかという、身寄りがいない若しくは身寄りはあるが関与してくれる方がいないため、市長申立てを相談するとなった時に市長申立ての可否が出るまでの期間が長かったり、市長申立てをやってくれなかったなどがあると、次回市長申立てをお願いする意欲を無くすとのことであった。そもそも市長申立てが必要な案件であったかは定かではないが、担当者ごとに対応が違うといった話を福祉関係者から伺っている。マニュアルにするととなると難しいと思われるが、しかし、一定の基準を示してあげないと担当者の方も受けて良いものなのか分からないため、市長申立てで行う基準が必要と考える。

(安永会長)

基準をどう作るかについて、民間でカバーできない部分という視点で考えると、法テラスが使えるかどうかというところが大きいと考えており、保佐・補助相当であれば法テラスを利用して本人申立てを行うことができるが、後見相当となるとそれができない。保佐・補助相当であれば、市がパンクしないよう民間を利用するよう促した方が良い。判断能力が後見相当の案件や緊急性が高い案件を支援していくなどしないと、人によって違った判断基準になりかねない。

(事務局)

マニュアルの本編ではないが、Q & Aにて一定程度の基準を示す予定である。市は原則、親族又は本人申立てを推奨しているところではあり、その場合は法テラスを活用するよう案内するなどの内容を記載する予定である。担当者によって違った対応となることが少しでも緩和されるように努める。

(澤畔委員)

成年後見制度の利用について、包括支援センターに相談があることが多く、本人申立てを促す際にどう説明するべきか苦慮しており、基準があると助かる。市長申立ての期間短縮として、包括支援センターでここまで情報を揃えて欲しい旨の指示など、市にバトンを渡すまでの前段としてできることがまだ精査するとあろうかと思う。そういったことも包括支援センターへ示していただくと包括支援センターとしてもやりやすい。

(事務局)

包括支援センター向けの制度に特化したマニュアル等が現状ないため、いただいた意見を踏まえ検討させていただく。

- 4 市成年後見制度に関するガイドブック（案）について
事務局から資料4に基づき説明を行った。

(玉手委員)

本ガイドブックは市の制度に関する内容が中心となっており、改めて誰向けに作成するものになるのか。

(事務局)

ターゲットとしては広く、親族後見人や専門職後見人、これから制度の利用を考えている方等を考えている。これまで市の関連事業がまとまったものが無く、分かりづらい仕組みであったことから、作成する運びとなった。

(玉手委員)

家庭裁判所が作成しているパンフレットが非常に分かりやすく、こういう時にはこれを使いましょう、活用するとこうなるなどといったことが絵で表現されていて、障害のある方は字のみだと分かりづらい一面があるため、ぜひ作成の際には、どのような時に使うなどの例と合わせて絵を豊富に使用すると障害のある方にとっては分かりやすいものになると考える。

(安永会長)

専門職後見人や親族後見人、市民後見人などを一通り対象にしているという理解でよろしいか。

(事務局)

お見込みのとおり。

(安永会長)

タイトルについて、「成年後見制度ガイドブック」と記載すると、成年後見制度を利用したい人のためのガイドブックと読めてしまう。誰向けのものなのかによって検討する必要がある。

(渋谷副会長)

ガイドブックの内容は、玄人向けのように感じる。本ガイドブックを使う人に合わせて作成するのは良いと思う。最初のとっかかりで言えば家庭裁判所や各士業団体が作成しているものがあり、同じものを作っても意味がない。

費用助成について、各自治体によって内容が全然違い、概要は把握しているがもっと深く知りたい方に対して、このような公的なものがこれまで無かったため、このようなものがあると良い。ただ、本ガイドブックの表紙は皆様向けだが、内容は玄人向けのため、改めて対象を検討いただき、これを必要な人に渡せるようにできると良い。

(安永会長)

費用助成に関する情報はとても大きく、例えば家庭裁判所から受任できるか連絡

があり対象者の資産状況を確認した際、対象者の所在地の自治体はどういう助成制度があるか、まず考える。中には制度の内容が分からない自治体や、そもそも助成制度が無い自治体もあり、助成を受けられないと一事業としては中々厳しいところがある。そのため、このように制度の内容が明らかになっているとありがたい。

そのほか、P8の「収入基準及び審査基準を満たす方であって」とあるが、これは「収入基準及び資産基準」ではないか。

(事務局)

「収入基準及び審査基準」については、誤字である。正しくは「収入基準及び資産基準」である。

(志方委員)

2点ほどお願いである。本ガイドブックについて、どこに相談して良いかの情報がなく、また、電話相談のみならずメール等でも問い合わせができるような体制を検討いただきたい。本ガイドブックが施行されれば、社会福祉士会も使わせていただくことになろうかと思われるが、アップデートされた情報などどこに問い合わせれば良いか記載していただきたい。

また、知人に本ガイドブックを読んでもらいたいと依頼したところ「文字が多いため読むのが面倒」と言われてしまった。専門職はこういったものを上手く利用できるかと思うが、このようなことも含めて検討いただきたい。

(事務局)

本ガイドブックの作成者として、最終ページに当課の連絡先を記載しているところであるが、メール等のツールの活用については改めて検討させていただきたい。また、情報も多く、内容も玄人向けのものになっており、一般的に読みづらいものになってしまっているため、対象者を絞った内容にするなど本日の意見を踏まえて改めて検討させていただく。

(渋谷副会長)

一括登録制度や、社協が実施している見守りエンディングサポート事業など「相模原市として」という部分をもっと出しても良いかと思う。また、費用助成のところで意見があったが、自治体によって違いもある中では、それぞれの自治体のホームページから探すのも大変である。

一括登録制度を活用する際に本ガイドブックが渡せると良いのではないか。

(事務局)

一括登録制度については、郵送で申請いただくことが多く、登録完了の通知等も発行しておらず一方通行の仕組みになっているため難しい。いただいた意見を踏まえ、周知・渡し方等の方法について改めて検討する。

(志方委員)

P7「Ⅲ 市長による後見開始等申立て・費用助成制度」について、市長申立てと費用助成を分けて記載した方が良いのではないか。

(事務局)

成年後見制度利用支援事業の中に「市長申立て」と「費用助成」があるため一緒に記載しているところであったが、意見のとおり修正させていただく。

(安永会長)

他市の後見人になることもあるため、その際にこういったものがあるとありがたいものである。

5 その他

本年度で委員の任期が終了するため、各委員からの挨拶をいただいた。

以 上

第3回相模原市権利擁護支援のための地域連携
ネットワーク協議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	安永 佳代	神奈川県弁護士会	会 長	出席
2	渋谷 健太郎	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 神奈川県支部	副会長	出席
3	池田 健博	公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部		欠席
4	岡野 由美子	東京地方税理士会 相模原支部		出席
5	志方 洋一	公益社団法人 神奈川県社会福祉士会		出席
6	玉手 邦明	社会福祉法人相模原市社会福祉事業団 基幹相談支援センター		出席
7	澤畔 正裕	医療法人社団徳寿会 中央地域包括支援センター		出席